

新潟県食品ロス削減推進計画(改定)の概要

本県の2023（令和5）年度の食品ロス量は6.7万トンであり、現行計画の目標値（2030年度までに7.3万トン以下にする）を前倒しで達成。令和7年3月に国が「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を変更したことを踏まえ、新たな目標値を設定するとともに、更なる削減の取組が進むよう施策を追加。

計画期間・基本理念

計画期間：2022（令和4）年度から2030（令和12）年度まで

基本理念：「食べ物を大切にする持続可能な地域社会づくり」の推進
～もったいない、減らそう食品ロス～

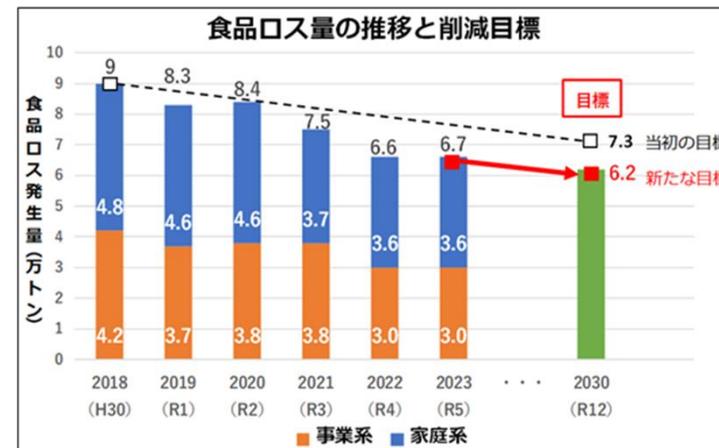
削減目標等

〔目標①〕

食品ロス量を2030年度までに6.2万トン以下にする。
（2030年度に2023年度比で食品ロス量を▲6.25%削減）

〔目標②〕

問題を認知して複数の取組を実践する県民の割合を9割以上とする。
※2024（令和6）年度は72.4%



施策の展開

★は主な見直し項目

教育及び学習の振興、普及啓発等

- 食品ロス削減の重要性や効果的な削減方法等に関する普及啓発
 - ・「残さず食べよう！にいがた県民運動」
 - ・「食品ロス削減月間」等における啓発
 - ・「てまえどり」など小売店と協力した店頭での情報発信
- 命を大切に、食への感謝の気持ちを養う教育等の振興
 - ・学校や地域における食育・環境学習等
 - ・学習教材の開発、提供
- 食品ロス削減など脱炭素の取組をまとめた「にいがたゼロチャレ30」の実践の呼びかけ ★
- 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、国等と一体となって、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭の配置を支援 ★

食品関連事業者等の取組に対する支援

- 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者等を支援
 - ・規格外や納品期限切れ食品の活用促進
 - ・地域の農林水産物を学校給食に活用
 - ・商習慣の見直しを促進
- 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討 ★
- 一体的な消費者啓発の呼びかけ、啓発資料の提供及び横展開の促進 ★
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」及び「食品期限表示設定のためのガイドライン」の周知 ★

情報の収集及び提供等

- 食品ロス量の推計や消費者意識調査等による実態把握
- 先進的な取組に関する情報の提供等により意識を醸成
- 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討 ★

未利用食品の活用に向けた支援等

- 「食品寄附ガイドライン」の普及啓発★
- 未利用食品の寄附の呼びかけ
- こども食堂に対し、市町村や団体等と連携・協働しながら、居場所の整備や食品寄附に係る情報提供等必要な支援を実施★